

建築確認における完了検査の手数料割引のお知らせ

R5.4

(一財)滋賀県建築住宅センターでは、「木の香る淡海の家推進事業」(びわ湖産財の使用量に応じた定額助成制度)で住宅、店舗または事務所を建てられる場合、当センターに完了検査を申請していただくと、完了検査手数料を1万円減額させていただきます。(※ただし、当センターで建築確認済証の交付を受けた物件に限ります。)

【上記事業による割引後の手数料】 (法6条第1項2号～3号以外)

| 床面積の合計 | 完了検査 | |
|--------|--------|--------|
| | 中間あり | 中間なし |
| ≦100㎡ | 13,000 | 15,000 |
| ≦200㎡ | 19,000 | 22,000 |
| ≦500㎡ | 30,000 | 33,000 |

(注)年度の途中で手数料の改定を行った場合は、改定後の手数料から1万円を減じた額とします

【通常の手数料】 (法6条第1項2号～3号以外) (令和5年4月改定)

| 床面積の合計 | 完了検査 | |
|--------|--------|--------|
| | 中間あり | 中間なし |
| ≦100㎡ | 23,000 | 25,000 |
| ≦200㎡ | 29,000 | 32,000 |
| ≦500㎡ | 40,000 | 43,000 |

※手数料の減額には、次の書類の提出が必要です。

- 完了検査申請時に減額申請する場合
 - ・県産木材活用推進協議会会長が確認する「木の香る淡海の家推進事業」応募要領に基づく「びわ湖材活用住宅等確認申請書」(様式9号)の写し
- 完了検査申請後に減額申請(手数料の返還手続き)する場合
 - ・センター発行の工事完了検査手数料領収書の原本
 - ・「びわ湖材活用住宅等確認申請書」(様式9号)の写し

(注1)手数料の返還手続きは、工事完了検査済み証の発行日から6か月以内に行ってください。

(注2)手数料の返還手続きは、完了検査申請書を提出していただいた事務所で行ってください。

※手続等の詳細は、下記にお問い合わせください。

○(一財)滋賀県建築住宅センター 草津本部

〒525-0050 草津市南草津3丁目12番6 TEL: 077-569-6501

E-mail: info@zai-skj.or.jp

○大津事務所

〒520-0801 大津市におの浜1丁目1-18 TEL: 077-510-6123

○近江八幡事務所

〒523-0893 近江八幡市桜宮町294 TEL: 0748-31-3356

○彦根事務所

〒522-0072 彦根市大東町14-17 TEL: 0749-27-8515